

## 隔月検針請求についてのQ&A

**Q** いつから隔月検針請求が始まりますか？

**A** 令和8年4月から開始予定です。

**Q** 検針月はいつになりますか？

**A** 龍ヶ崎市・牛久市は奇数月検針で、取手市・利根町は偶数月検針です。検針期間（1日～8日）はこれまでと変わりませんが、検針日はこれまでと前後する場合があります。

**Q** 移行に伴い改めて支払い手続等は必要になりますか？

**A** 必要ありません。

**Q** 料金の値上げはありますか？

**A** ありません。

**Q** なぜ隔月にするのでですか？

**A** 経費削減及び経営改善の一環として行います。検針回数を減らすことでコストを抑え、今後料金改定を行った際の値上げの抑制につながります。

**Q** 漏水の発見が遅れませんか？

**A** 漏水の有無はお客様の敷地内に設置されたメーターで確認できます。水道を使っていない状態でパイロット（銀色の星型）が回っていれば漏水の疑いとなります。メーターよりも宅地側での漏水はお客様の費用負担になりますので、あらかじめご了承ください。

**Q** 漏水時に増えた水道料金はどうなりますか？

**A** 漏水修理をされた場合、漏水箇所によっては料金の減免措置が可能な場合があります。手続きに関しては業務課検針係までご連絡ください。

**Q** 1日に何件くらい検針しますか？

**A** 検針エリアや建物の種類によって変わりますが、検針員1人で1日当たり200件から300件ほど検針します。

**Q** 検針時に協力できることはありますか？

**A** メーターボックス上に物を置かない、周辺の草木を刈る、ボックス内の土砂を取り除くといった検針員が検針しやすい環境を整えるご協力がいただけるとスムーズに検針することができますので、よろしくをお願いします。

**Q** メーターはどうやって読みとりますか？

**A** 白い数字の盤を確認し、「今回の数値-前回の数値」で使用量を計算します。赤字は小数点以下ですので、検針時は読みません。

**Q** 使用水量の計算はどうなりますか？

**A** 2か月分の水量を1か月分ずつの水量に分けて、1か月分毎の料金を計算した後に合算して請求いたします。端数が発生した場合は、前月の使用量に加算します。

**Q** 検針から請求までの流れはどうなりますか？

検針から請求までの流れはこれまでと変わりません。納付書の場合は検針月末に発送して支払期限

**A** は翌々月の10日まで（現行では翌月の10日まで）、口座の場合は翌月の7日引落、クレジットカードの場合はカード会社によって引落日が変わります。

**Q** 請求はどうなりますか？

**A** 請求も2か月分の請求になります。請求方法に関係なく検針月にまとめて2か月分の請求になります。

**Q** どのような支払方法がありますか？

**A** 納付書支払いの他に口座振替やクレジットカード払いもあります。